

適格請求書等保存方式（インボイス制度） における卸売市場特例等について

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部
食品流通課卸売市場室
令和３年９月

目 次

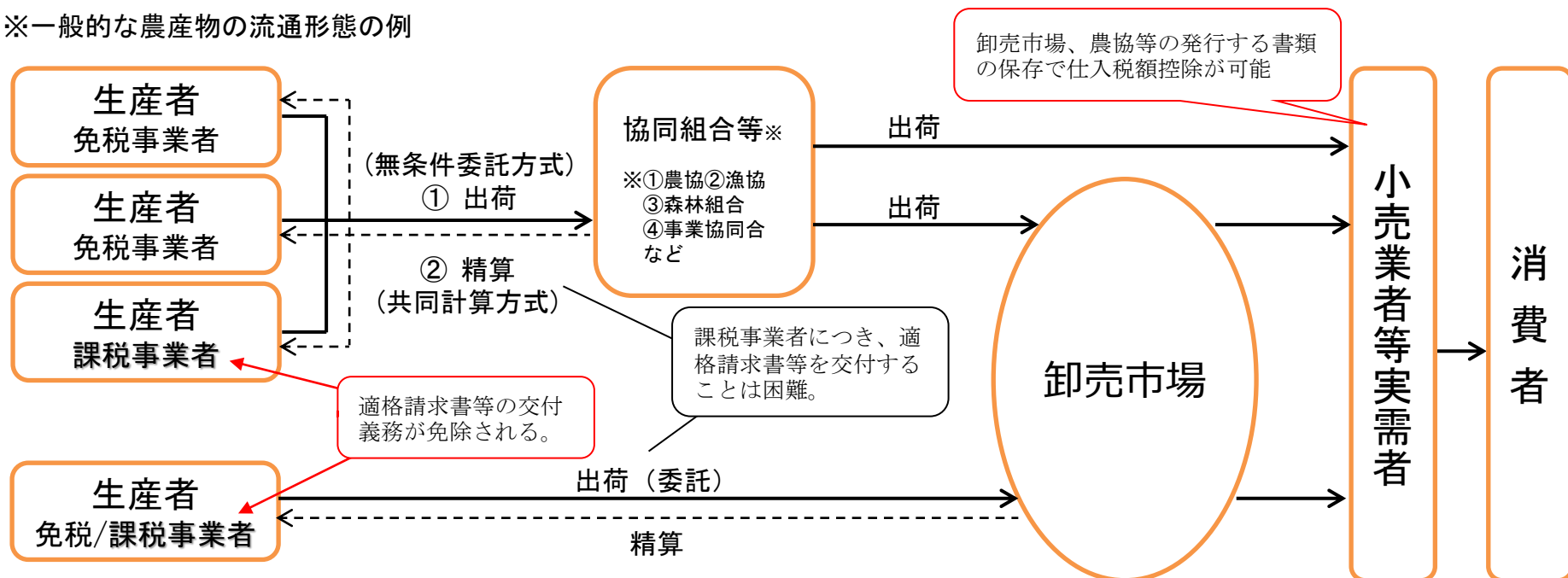
○ 卸売市場等を通じて取引される農産物等に対する特例	1
○ 卸売市場に係る適格請求書の交付及び保存の特例	2
○ 卸売市場法に改正に伴う適格請求書の交付等の特例措置の適用範囲の明確化等	
①中央・地方卸売市場以外のその他市場の範囲の明確化	3
（参考）消費税法施行令及び農林水産省告示	4
②卸売の業務の範囲の整理	5
③卸売市場で取り扱う生鮮食料品等の範囲の整理	6
○ 卸売市場特例の卸売市場の特例スキーム	7
○ 農林水産大臣が定める基準を満たす卸売市場の確認スケジュール	8
○ 卸売市場特例書類が交付できる「その他卸売市場の確認」のための届出	9

○ 卸売会社の取引と書類のやり取り	10
○ 売買仕切書の「インボイス」対応について	11
○ 支払通知書等の「インボイス」対応（イメージ）	12
○ インボイス制度における卸売市場特例書類（インボイス）対応	13
○ 複数の請求が一本化された請求書のインボイス対応	
（対応案①：インボイス代理発行）	14
（対応案②：媒介者交付特例）	15

卸売市場等を通じて取引される農産物等に対する特例

- 現在、卸売市場、農協等を通じた流通形態では、どの生産者の農産物かを把握せずに流通させる仕組みとなっているため、課税事業者から出荷された農産物と免税事業者から出荷された農産物の区分は困難。
- このため、課税事業者である生産者が卸売市場、農協等を通じて販売する農産物に係る適格請求書等を交付することは困難。
- 従って、卸売市場、農協等が販売の委託を受けて行う（農協等については、無条件委託方式・共同計算方式によるものに限る）農林水産品の譲渡等については、生産者の適格請求書等の交付義務を免除し、小売業者等実需者は、当該卸売市場、農協等の発行した書類（及び帳簿）の保存で仕入税額控除を可能とする。

※一般的な農産物の流通形態の例



①出荷（無条件委託方式）

生産者は、出荷した農産物について、売値、出荷時期、出荷先等の条件を付けずに、その販売を農協等に委託。

②精算（共同計算方式）

一定期間に農協等が出荷した同種、同規格、同品質ごとの農産物の平均価格によって精算する（全体の販売代金について、農協等が手数料を控除した上で、生産者全体で分け合う）。

卸売市場に係る適格請求書の交付及び保存の特例

【卸売市場法の改正に伴う適格請求書の交付を免除する課税資産の譲渡等の適用範囲の明確化】

【背景等】

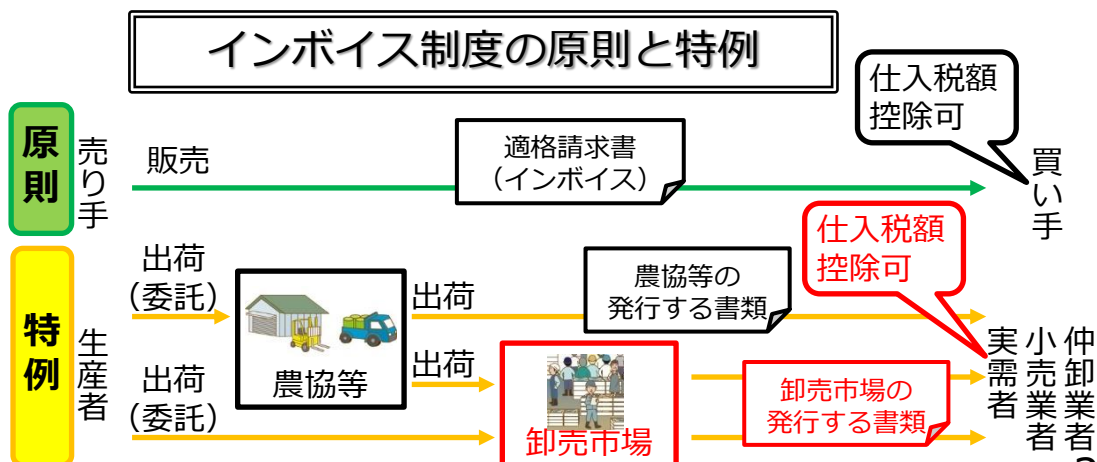
- 消費税の仕入税額控除を行うには、売手が発行する請求書等を保存する必要
- ただし、卸売市場の委託取引では、卸売市場が発行する書類を保存すれば仕入税額控除が可能（卸売市場特例）
- 令和5年10月1日から導入される「適格請求書等保存方式」（いわゆるインボイス制度）でも、効率的に流通させる観点から、卸売市場の委託取引は引き続き卸売市場特例を設定
- 一方、令和2年6月施行の改正卸売市場法において大幅な規制緩和が行われ、卸売市場特例の範囲についても同法に合わせて整理

【特例の概要】

- ①卸売市場において、②卸売の業務として行われる、③生鮮食料品等の譲渡等については、改正卸売市場法施行後も売手の適格請求書等の交付義務を免除し、当該卸売市場が発行する書類の保存で仕入税額控除を可能とする。

＜整理された範囲＞ ※P3～P6で詳細を説明

- ① 中央・地方卸売市場以外のその他市場の範囲
- ② 規制緩和に伴う卸売の業務の範囲
- ③ 特例が適用される卸売市場で取扱う生鮮食料品等の範囲



卸売市場法の改正に伴う適格請求書の交付等の特例措置の適用範囲の明確化等

【①中央・地方卸売市場以外のその他市場の範囲の明確化】

卸売市場法における卸売市場

中央卸売市場
(大臣が認可)

地方卸売市場
(知事が許可)

上記以外に、政令で定める規模に満たない
卸売市場（いわゆる「規模未満市場」）も
存在

許可市場（平成30年度末現在）：1,025市場



改正卸売市場法における卸売市場

改正卸売市場法の施行（令和2年6月21日）により、消費
税法で引用する「卸売市場」の範囲が変更された。

中央卸売市場
(大臣が認定)

地方卸売市場
(知事が認定)

市場の規模に関わらず、大臣・知事の認定を
受けない市場（いわゆる「その他市場」）も
存在

認定（地方）市場（令和3年4月末現在）：908市場

認定を受けないその他市場において

中央・地方卸売市場に準ずる卸売の業務が行われているか

一定の基準を定めて、卸売市場特例が必要な市場を明確化

全ての要件を満たす必要

- ①卸売のために開設
- ②卸売場・荷さばき場等の
設置

- ③継続した開場
- ④業務規程等の整備
- ⑤委託取引の区分管理

※P4以降で詳細を説明

消費税法政令で①卸売市場法認定市場、②①に準ずるものとして農林水産大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすもの、と規定し、告示において、その基準を規定。規定を満たす卸売市場（その他卸売市場）について特例の対象とする。

＜消費税法施行令＞

消費税法施行令
(適格請求書の交付を免除する課税資産の譲渡等の範囲等)
第七十条の九(略)
2 法第五十七条の四第一項ただし書に規定する政令で定める課税資産の譲渡等は、次に掲げる課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下この項、第七十条の十二第一項及び第七十条の十四第五項において同じ。)とする。
一 (略)
二 卸売市場(卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第四条第一項(中央卸売市場の認定)又は第十三条第一項(地方卸売市場の認定)の認定を受けた卸売市場その他これらに準ずるものとして農林水産大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たす卸売市場(農林水産大臣の確認を受けたものに限り。)をいう。イにおいて同じ。)においてせり売又は入札の方法により行われる課税資産の譲渡等その他の媒介又は取次ぎに係る業務を行う者を介して行われる課税資産の譲渡等のうち次に掲げるもの
イ 卸売市場において、卸売市場法第二十四条第四項(定義)に規定する卸売業者が同項に規定する卸売をする業務(出荷者から卸売のための販売の委託を受けて行うものに限る。)として行う生鮮食料品等(同条第一項に規定する生鮮食料品等をいう。)の譲渡
□ 農業協同組合法第四条(法人性)、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第二条(組合の種類)又は森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)第四条(事業の目的)に規定する組合(これらの組合に準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。)が、当該組合の組合員その他の構成員から販売の委託(販売条件を付さず、かつ、財務省令で定める方法により販売代金の精算が行われるものに限り。)を受けて行う農林水産物の譲渡(当該農林水産物の譲渡を行う者を特定せずに行われる者に限り。)

農林水産大臣が財務大臣と協議して定める基準

○農林水産省告示第六百八十三号
消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号)第七十条の九第二項第二号の規定に基づき、農林水産大臣が定める基準を次のように定め、令和五年十月一日から施行する。
令和二年三月三十一日
農林水産大臣 江藤 拓
消費税法施行令第七十条の九第二項第二号の農林水産大臣が定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。
一 生鮮食料品等(卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第二条第一項に規定する生鮮食料品等をいう。次号において同じ。)の卸売のために開設されていること。
二 卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設が設けられていること
三 継続して開場されていること
四 売買取引の方法その他の市場の業務に関する事項及び当該事項を遵守させるための措置に関する事項を内容とする規程が定められていること
五 卸売市場法第二条第四項に規定する卸売をする業務のうち販売の委託を受けて行われるものが区別して管理されていること

告示された基準を満たすものとして、農林水産省に届出。
(届出・公表等については事務次官通知に基づき実施)

卸売市場法の改正に伴う適格請求書の交付等の特例措置の適用範囲の明確化等

【②卸売の業務の範囲の整理】

【改正前】 卸売業者のルール

- 売買取引の設定の方法
- 差別的取り扱いの禁止
- 受託拒否の禁止（※）
- **第三者販売の禁止（※）**
- **商物一致の原則（※）**
- **自己買受けの禁止（※）**
- ※ 中央卸売市場のみにかかる規制

各卸売市場の実情に応じて設定

【改正後】 卸売業者のルール

- 売買取引の設定の方法
- 差別的取り扱いの禁止
- 受託拒否の禁止（※）

※ 中央卸売市場のみにかかる規制

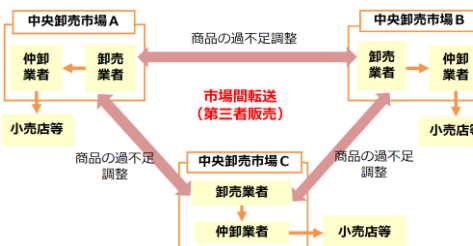
① 第三者販売の禁止

- ・ 仲卸業者、売買参加者以外への卸売が制限
- ※ 中央卸売市場のみの規制（地方卸売市場には規制なし）
- （例外） 残品の生じるおそれ・生じた場合、市場間転送・連携等7項目



○ 第三者販売を拡大する取引を特例対象とする適否

他市場への転送等の効率化



※ 第三者販売の禁止が撤廃され、卸売の業務の範囲が拡大されても、売り手と買い手が結び付かないことから、卸売市場特例の対象。

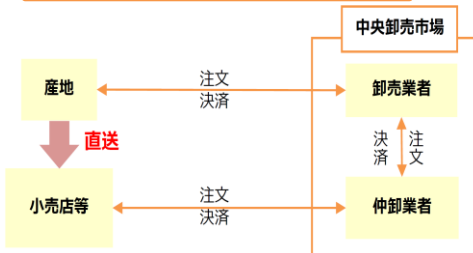
② 商物一致の原則

- ・ 市場外にある物品の卸売の禁止
- ※ 中央卸売市場のみの規制（地方卸売市場には規制なし）
- （例外） 開設者が指定する場所、電子商取引



○ 商物不一致の取引を特例対象とする適否

輸送時間の短縮による鮮度保持・物流の効率化



※ 商物一致の原則が撤廃され、卸売の業務の範囲が拡大されても、委託取引であれば売り手と買い手が結び付かないことから、卸売市場特例の措置の対象。

③ 自己買受けの禁止

- ・ 卸売の相手方としての買受の禁止
- ※ 中央卸売市場のみの規制（地方卸売市場には規制なし）



○ 自己買受けを特例対象とする適否

※ 自己買受については、委託取引であり、売り手と買い手が結び付かないことから、卸売市場特例の対象。

卸売業者

卸売業者

卸売市場法の改正に伴う適格請求書の交付等の特例措置の適用範囲の明確化等

【③卸売市場で取り扱う生鮮食料品等の範囲の整理】

卸売市場法における生鮮食料品等

飲食料品

① 生鮮食料品

野菜、果実、魚類、肉類等



② その他日常生活の用に供する食料品

加工品

非飲食料品

③ 花き



④ その他一般消費者の日常生活と密接な関係を有する農畜水産物で政令で定めるもの

※旧法下では規定なし

改正卸売市場法における生鮮食料品等（品目追加）

飲食料品

① 生鮮食料品

野菜、果実、魚類、肉類等



② 日常生活の用に供する食料品

加工品

非飲食料品

③ 花き



④ その他一般消費者の日常生活と密接な関係を有する農畜水産物で政令で定めるもの

新たに追加

● 野菜及び果実の種苗

● 牛、馬、豚、めん羊及び山羊の原皮



野菜の種苗



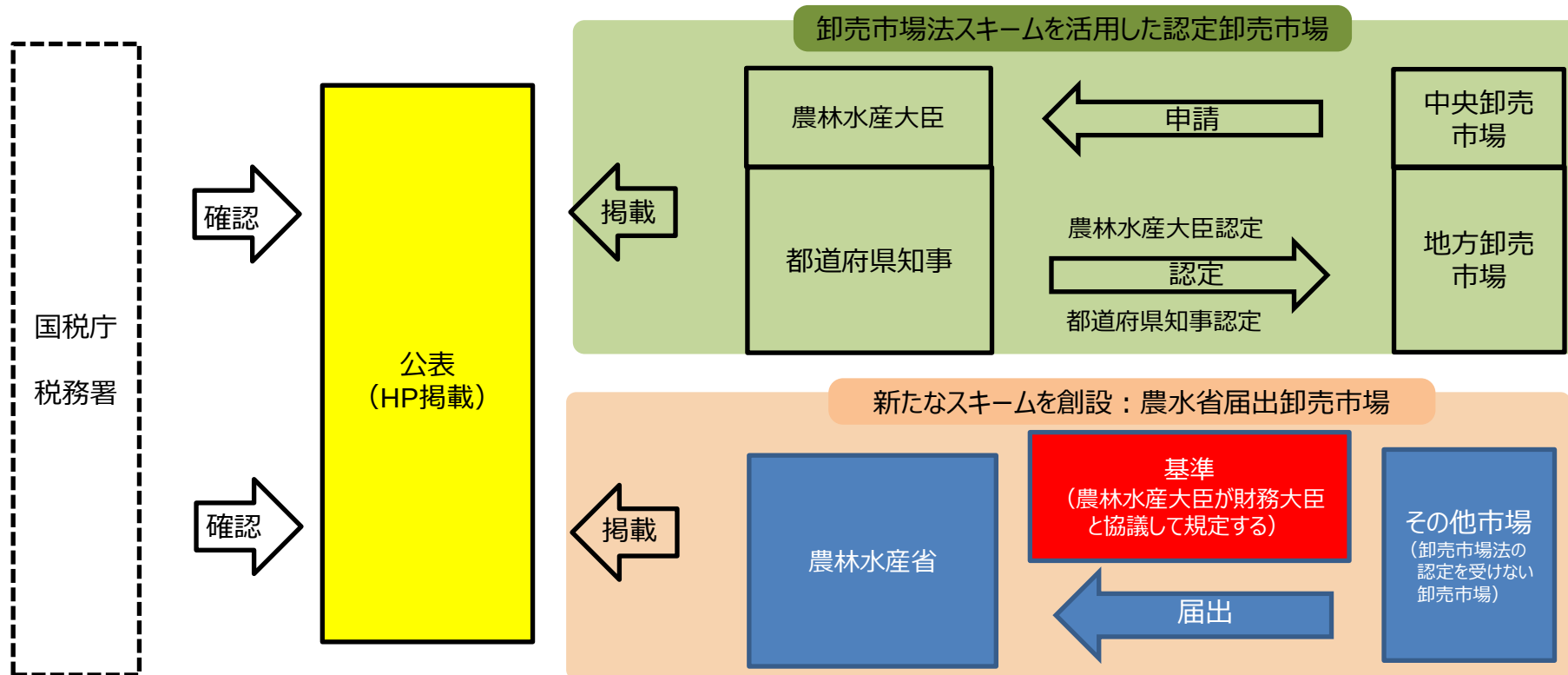
原皮

卸売市場法改正のプロセスにおいて、品目追加の要望調査を行った結果、**政令指定**（令和元年 6 月）

※卸売市場特例の対象となる生鮮食料品等の範囲については、消費税法施行令において、卸売市場法の定義をそのまま引用している。

卸売市場特例の卸売市場の特定スキーム

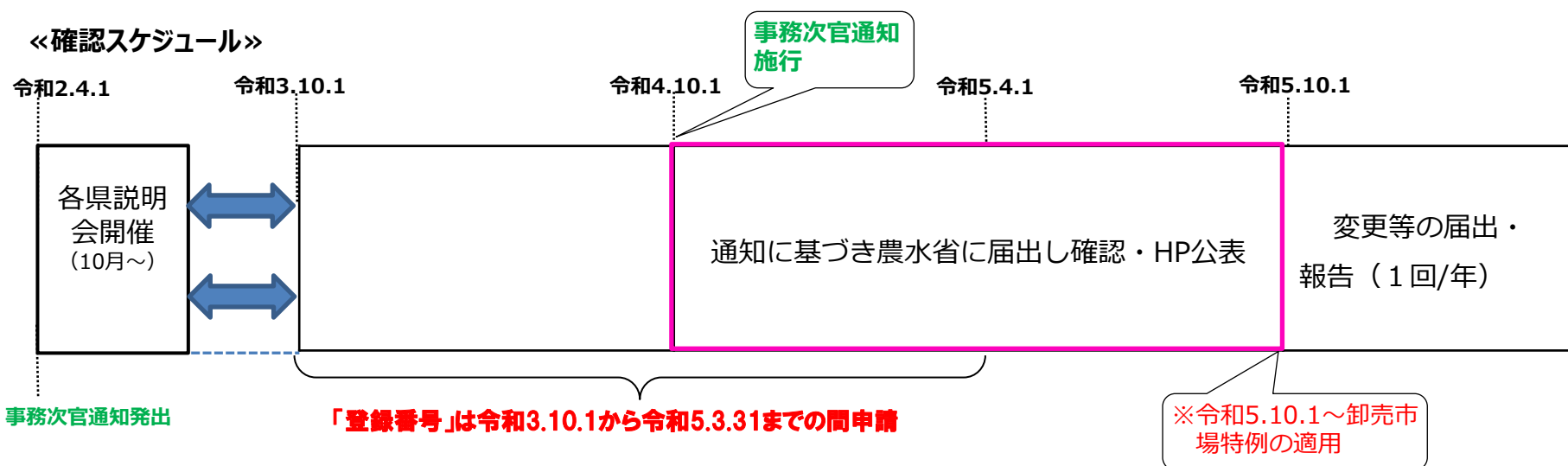
- 消費税法施行令第70条の9第2項第2号を一部改正し、特例対象の卸売市場を①卸売市場法の認定市場、②①に準ずるものとしてその他卸売市場を規定。
- 消費税法施行令に基づき、②に準ずるものの基準を農林水産大臣が財務大臣と協議して定め、告示。
- 農林水産事務次官通知に基づき、告示された基準を満たす卸売市場の届出及び公表（HP掲載）等。



農林水産大臣が定める基準を満たす卸売市場の確認スケジュール

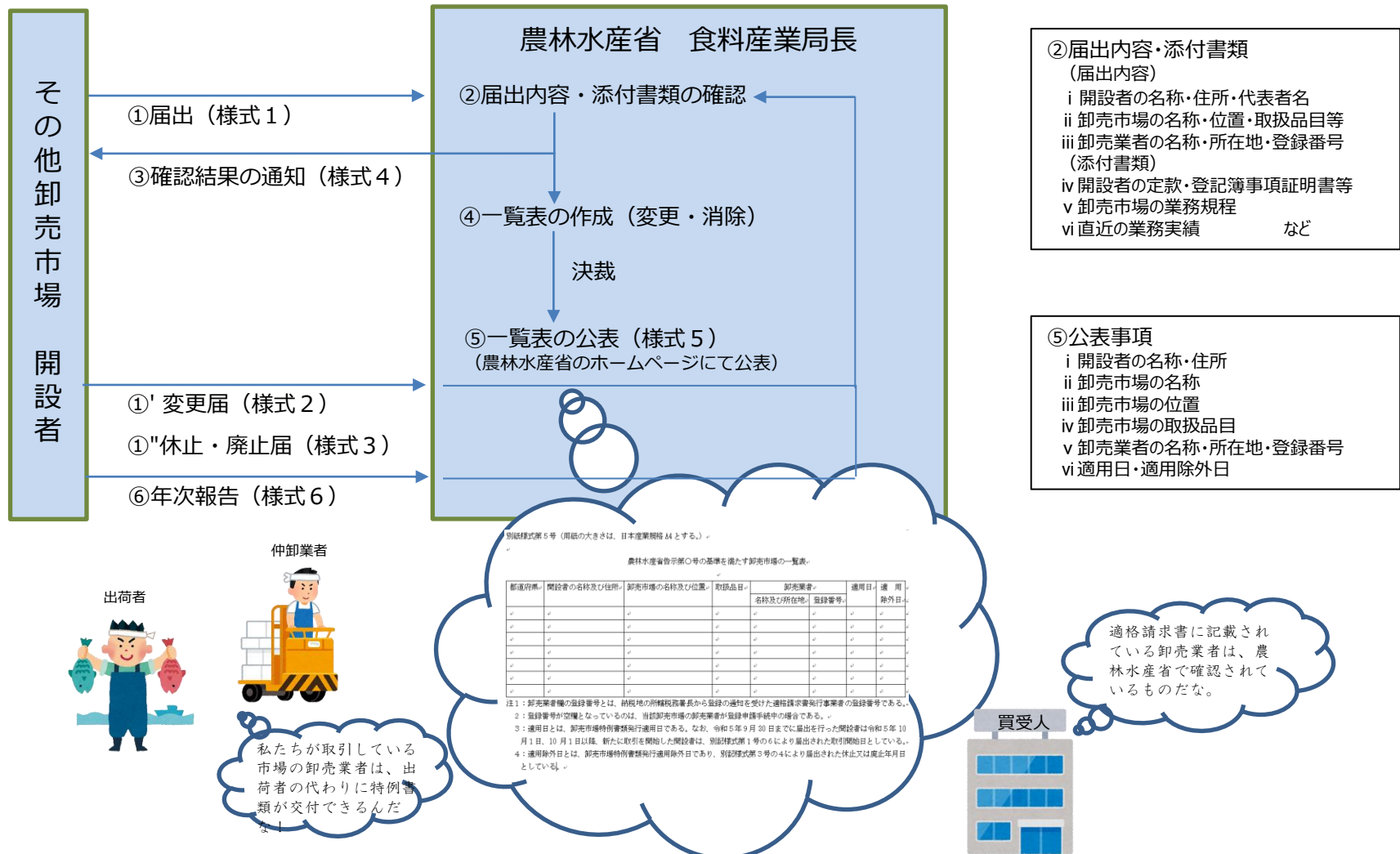
- (1) 令和2年3月31日の基準告示の公布を受けて、4月1日付けで事務次官依命通知を発出
- (2) 卸売市場特例の適用を受けるための手続きのため、制度開始1年前の令和4年10月1日付けで事務次官通知が施行
- (3) 同施行日から令和5年9月30日まで届出を受け付け、確認後、農林水産省のHPにて公表
- (4) 令和5年10月1日からインボイス特例の適用開始
- (5) 制度適用事業者は、毎年度その業務等報告するとともに、変更等のあった時には変更届を行い、一覧表を修正・公表

「確認スケジュール」

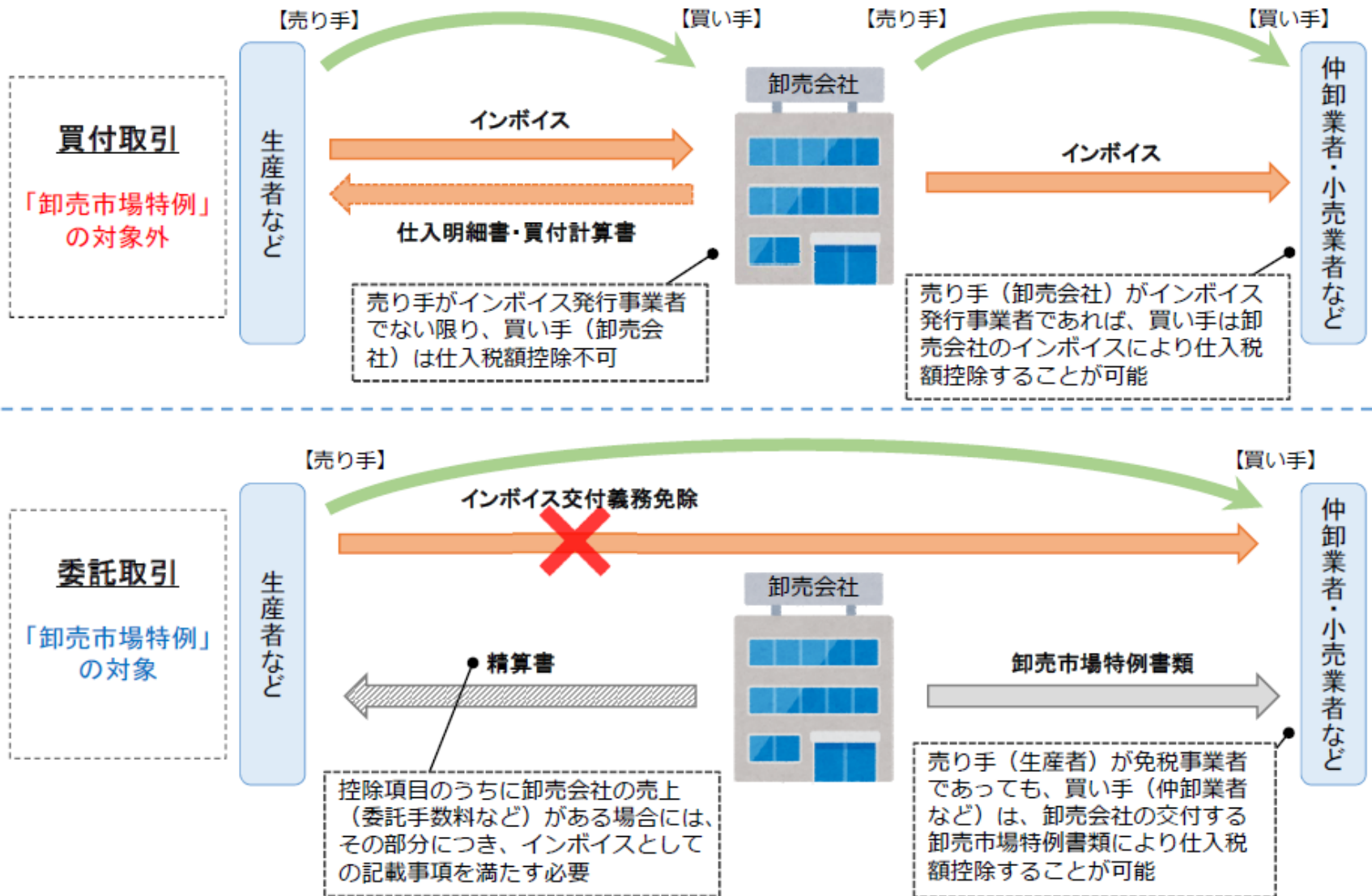


卸売市場特例書類が交付ができる「その他卸売市場の確認」のための届出

消費税法政令70条の9第2項第2号に基づき農林水産大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たす卸売市場の確認について
＜事務次官依命通知＞



卸売会社の取引と書類のやりとり



売買仕切書の「インボイス」対応について

【未定稿】
市場→出荷者

- 前提として、売買仕切書（卸売会社→出荷者）については、その記載事項につき、法令上の定めはない。
- その上で、売買仕切書に求められるのは、売り手である出荷者が、適正に区分経理を行い、申告納税が可能な程度の事項が記載されていることとなる。
- インボイス制度実施後（2023年10月～）、「委託手数料」については、卸売会社にとって「売上」であることから、当該金額につき、売買仕切書をインボイスとするのであれば、記載事項を満たす必要がある。「控除金額」（立替金と仮定）については、原則として、立替払先のインボイスを出荷者に交付する必要があるが、卸売会社が立替払先のインボイスを保存している場合には、売買仕切書に出荷者ごとの負担額等を記載することでも対応可能。

現在使用されている売買仕切書（記載例）

売買仕切書

○年○月○日

出荷者 ○○様

品名（種）	階級	数量	単価	金額
※ キャベツ	2 L	10	1,000	10,000
※ キャベツ	L	30	1,000	30,000
※ キャベツ	M	10	1,000	10,000
注）※印は軽減税率（8%）適用商品		数量合計	税抜き計	50,000
		8%に相当する額		4,000
		合 計（税込）		54,000
		委託手数料（税込）		4,675
○○卸売市場(株)		運賃	1,100	
		控除 1		
		控除 2		
		差引仕切金額		48,225

インボイス制度対応の記載例

売買仕切書

○年○月○日

出荷者 ○○様

-	品名（種）	階級	数量	単価	金額
※	キャベツ	2 L	10	1,000	10,000
※	キャベツ	L	30	1,000	30,000
※	キャベツ	M	10	1,000	10,000
注）※印は軽減税率（8%）適用商品			合計	50	税抜き計（8%対象）
			8%に相当する額（消費税額）		4,000
			10%に相当する額（消費税額）		0
			合 計（税込）		54,000
			委託手数料（税抜）	10%対象	4,250
			消費税額（10%）	×10/100	425
			合 計	税 込	4,675
○○卸売市場(株) 登録番号：T 123456...			控除金額	10%対象	①運賃
					1,000
					①'①消費税
					100
			控除金額	0%対象	②控除
					0
					②'②消費税
					0
			控除金額合計		① + ②
			消費税額合計		①' + ②'
			差引仕切金額		48,225

○○卸売市場(株)
登録番号：T 123456...

委託手数料は、青果卸売
会社の登録番号を記載する
ことでインボイス対応

控除金額を、仕切書に出
荷者ごとの負担額等を記
載して対応する場合、控
除金額部分の消費税額を
記載していれば、仕入税額
を積上計算することも可能

支払通知書等の「インボイス」対応（イメージ）

【未定稿】
市場→出荷者

- 出荷者より出荷された農産物につき、卸売会社による買付（仕入）を行っている場合の対応
現状、出荷者から請求書を受領することなく、卸売会社から出荷者に対して支払通知書等を送付することにより、支払業務を行っている場合、卸売会社が仕入税額控除を行うためには、支払通知書等を区分記載請求書・インボイス（仕入明細書）対応することで対応可能。その場合、支払通知書等に記載する登録番号は、出荷者の登録番号を記載する点、課税仕入れの相手方（出荷者）の確認を受けたものに限られる点に留意。
- 区分記載請求書等保存方式による追加事項：①軽減対象資産の譲渡等である旨
②税率ごとに区分して合計した対価の額（税込み）
- 適格請求書等保存方式（インボイス制度）による追加事項：上記①② + ③登録番号 ④適用税率及び消費税額等（消費税額等の端数処理は、一のインボイスにつき、税率ごとに1回）

※ 上記②は税抜又は税込対価の額

現在使用されている支払通知書

支払通知書
出荷者 △△ 様 2020年○月○日 ○○卸売市場(株)

繰越金額	買上金額	消費税額	買上合計	お支払額
10,000	20,000	1,600	21,600	31,600

月日	明細書番号	数量	単価	売上消費税	合計金額
*/**	801			10,000 800	10,800
*/**	802			10,000 800	10,800
合計				20,000 1,600	21,600

出荷者の登録番号を
記載する必要がある

インボイス制度導入後

支払通知書
出荷者 △△ 様 2023年○月○日 ○○卸売市場(株)
登録番号：T123456...

繰越金額	買上金額	消費税額	買上合計	お支払額
10,000	20,000	1,600	21,600	31,600

月日	明細書番号	数量	単価	売上消費税	合計金額
*/**	801			10,000 800	10,800
*/**	802			10,000 800	10,800
8%対象合計				20,000 1,600	21,600
10%対象合計				0	0

販売品買上明細書 № 801
2023年○月○日
(売立書番号) (品名) (数量) ...
801-1 キャベツ※ 7 ...
801-2 レタス※ 3 ...
(注)※印は軽減税率対象

10%対象の売上が
なければ、記載不要

販売品買上明細書 № 801
2023年○月○日
(売立書番号) (品名) (数量) ...
801-1 キャベツ※ 7 ...
801-2 レタス※ 3 ...
(注)※印は軽減税率対象

インボイス制度における卸売市場特例書類（インボイス）対応

【未定稿】
市場→買受人

- インボイス制度において、出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限る。）は出荷者のインボイス交付義務が免除され、買受人は卸売会社（受託者）が発行する請求書等を保存することにより仕入税額控除が可能（卸売市場特例）（請求書等の記載事項はインボイスと同一）。
- 卸売市場特例書類・インボイスの記載事項の内、「インボイス事業者の名称」、「登録番号」、「取引の内容」、「宛名」については、「取引先コード等」による表示も認められる。ただし、取引先コード等による場合、インボイス事業者（卸売会社）と、その取引の相手方（買受人）との間で、表示される取引先コード等の内容を明らかにしておく必要があることに留意。
- 取引先コード等の内容については、例えば、卸売会社と買受人との基本契約や、取引先コードの一覧等で売り手・買い手の双方が確認できるようにしておくことで足りる。

現在使用されている売渡票

売渡票

20XX年X月XX日

組合名 ○○
組合員名 6 様

○○卸売市場(株)

区分	品名	数量	単価	金額
※	小ねぎ	1	2,100	2,100
※	アスパラガス	30	100	3,000
※	レタス	2	1,900	3,800
※	サニーレタス	1	1,200	1,200
...	...	...	...	...
			小計	42,890

請求金額	金額計	8%相当額
46,321	42,890	3,431

※ 区分欄の※印は軽減税率（8%）適用商品

インボイス制度対応（赤字部分）の売渡票

売渡票

20XX年X月XX日

組合名 ○○
組合員名 6 様

・取引先コード等
「6」というコードがどの買受人の宛名を表しているのか、売り手・買い手の双方が確認できるようにしておく必要。

○○卸売市場(株)
登録番号 T 1234...

区分	品名	数量	単価	金額
※	小ねぎ	1	2,100	2,100
※	アスパラガス	30	100	3,000
※	レタス	2	1,900	3,800
※	サニーレタス	1	1,200	1,200
...	...	...	...	...
			小計	42,890

請求金額	8%対象金額計	8%相当額(消費税額)	10%対象金額計	10%相当額(消費税額)
46,321	42,890	3,431	○○	○○

消費税額の計算は、税率毎の合計額から行う。
(端数処理は税率ごとにそれぞれ1回)

10%対象の売上がなければ、記載不要

※ 区分欄の※印は軽減税率（8%）適用商品

- 複数の卸売会社等の請求が一本化された請求書を、インボイス制度へ対応するには、卸売市場特例書類及びインボイスの記載事項をそれぞれ満たす必要がある。
- 卸売市場特例書類・インボイスの記載事項の内、「インボイス事業者の名称」、「登録番号」や「取引の内容」、「宛名」については、「取引先コード等」による表示も認められる。

現在使用されている請求書・売渡票

請求書

組合名 ○○青果商業協同組合
12000 (株)○○○ 殿 2020年X月XX日

【対応案①：インボイス代理発行】

代理発行とは、売り手（各仲卸業者）とは異なる別の者（○○青果卸売協同組合）が売り手に代理してインボイスを交付する方法。
この場合、各売り手（仲卸業者）の登録番号・取引金額等をそれぞれ記載する必要がある。

○○青果卸売協同組合（仲卸）	648,000
□□青果(株)（卸売会社）	11,111
△△青果(株)（卸売会社）	111,111
取引額	722,222
消費税額	57,776

売渡票

請求書と売渡票を併せてインボイス（又は卸売市場特例書類）となる。
取引先コードの記載により仲卸会社・卸売会社の「登録番号」を記載していることとなり、コードの内容については、売り手・買い手の双方で共有する必要（売渡票により「取引の内容」も記載していることとなる）。

会社（1～69：○○青果卸売協同組合
/70：□□青果(株)/80：△△青果(株)）

インボイス制度対応の請求書・売渡票（記載例）

請求書

組合名 ○○青果商業協同組合
12000 (株)○○○ 殿 2023年X月XX日

会社	売渡表 番号	税抜金額 (8%)	税抜金額 (10%)	消費税額 (8%)	消費税額 (10%)
A 青果仲卸(株)	2-1~2-8	100,000	—	8,000	—
B 青果仲卸(株)	...	200,000	—	16,000	—
C 青果仲卸(株)	...	300,000	—	24,000	—
□□青果(株)	...	11,111	—	888	—
△△青果(株)	...	111,111	—	8,888	—
取引額		722,222	—	—	—
消費税額（合計）		—	—	57,776	—

消費税額の端数処理は、各仲卸会社・卸売会社の消費税額を記載する段階で行う。

売渡票

№ 2 - 1

取引年月日	区分	会社	番号・品名 階級等etc.	数量	税抜単価	税抜金額	荷主名
2023.○.○	※	2	パプリカOR	10	120	1,200	A 青果仲卸(株)

※ 区分欄の※印は軽減税率（8%）適用商品

会社（1～69：○○青果卸売協同組合/70：□□青果(株)/80：△△青果(株)）

- 複数の卸売会社等の請求が一本化された請求書を、インボイス制度へ対応するには、卸売市場特例書類及びインボイスの記載事項をそれぞれ満たす必要がある。
- 卸売市場特例書類の内（インボイスの場合も同様であるが）「インボイス事業者の名称」、「登録番号」や「取引の内容」、「宛名」については、「取引先コード等」による表示も認められる。

現在使用されている請求書・売渡票

請求書

組合名 ○○青果商業協同組合
12000 (株)○○○ 殿

2020年X月XX日

【対応案②：媒介者交付特例】

媒介者交付特例とは、媒介者（○○青果卸売協同組合）が売り手(各仲卸業者)に代り、媒介者の名義でインボイスを交付できる特例。この場合、媒介者（○○青果卸売協同組合）の登録番号を記載する必要がある。

○○青果卸売協同組合（仲卸）	648,000
□□青果(株)（卸売会社）	11,111
△△青果(株)（卸売会社）	111,111
取引額	722,222
消費税額	57,776

売渡票

請求書と売渡票を併せてインボイス（又は卸売市場特例書類）となる。
取引先コードの記載により仲卸会社・卸売会社の「登録番号」を記載していることとなり、コードの内容については、売り手・買い手の双方で共有する必要（売渡票により「取引の内容」も記載していることとなる）。

会社（1～69：○○青果卸売協同組合
/70：□□青果(株)/80：△△青果(株)）

インボイス制度対応の請求書・売渡票（記載例）

請求書

組合名 ○○青果商業協同組合
12000 (株)○○○ 殿

2023年X月XX日

会社	売渡表 番号	税抜金額 (8%)	税抜金額 (10%)	消費税額 (8%)	消費税額 (10%)
○○青果卸売協同組合 T1234.....	2-1 ～ 2-8	600,000	—	48,000	—
□□青果(株)		11,111	—	888	—
△△青果(株)		111,111	—	8,888	—
取引額		722,222		—	—
消費税額（合計）		—		57,776	—

消費税額の端数処理は、原則として、
○○青果卸売協同組合・各卸売会社
の消費税額を記載する段階で行う。

売渡票

№ 2-1

取引年月日	区分	会社	番号・品名 階級等etc.	数量	税抜単価	税抜金額	荷主名
2023.○.○	※	2	パプリカOR	10	120	1,200	A 青果仲卸(株)

※ 区分欄の※印は軽減税率（8%）適用商品

会社（1～69：○○青果卸売協同組合/70：□□青果(株)/80：△△青果(株)）